

(3) 第3次労働災害防止計画(昭和43年～昭和47年)

労働災害防止基本計画

労働災害の防止は、人命尊重を基本理念とする。

過去2度にわたる産業災害防止5ヵ年計画は相当の成果をあげてきた。

しかし、労働災害による死傷者は今なお多数に上り、職業性疾病は把握された限りにおいても横這いをつづけており、決して満足すべき状態には達していない。

加えて今後における産業の推移を考えると、いよいよ楽観を許さないものがある。すなわち技術の進展は、労働安全を指向するとはいえ、災害の大型化、新たな職業性疾病を生み出す危険性をはらんでいる。また本格化する労働力不足は適材選択の余地を狭める面もあり、災害を増加させる要因ともなることも予想される。したがって災害を現在の水準に維持するだけでも、関係者の従来以上の努力が必要とされよう。

昭和43年度から昭和47年度に至る5ヵ年間にわたる本計画においては、関係者が一丸となって努力すれば達成しうるのである減少目標と、計画を推進するための基本的事項を示し、究極の目標たる災害の絶滅への力強い一歩としようとするものである。

1. 労働災害の減少目標

労働災害の発生率を全般として5ヵ年間に少なくとも3割減少させる。

この場合、製造業、運輸業においては、労働時間を考慮し、災害の度数率(百万延労働時間当たり死傷者数)に着目するものとし、建設業、林業、土石採取業においては労働者の季節変動が多いこと等を考慮して、別表第1のとおり災害件数を減少させる。

死亡者数は半減させる(ただし、業務上の交通災害は交通安全対策の問題として、別枠に取り扱う。)

職業性疾病については、鉛中毒、有機溶剤中毒及びじん肺の減少を図り、別表第2に掲げる有毒物の中毒等は、その絶滅を目標とする。

これとあわせて労働者の健康管理及び職場環境の改善により、一切の疾病休業率の減少を図る。

2. 計画推進上基本となるべき事項

災害を防止する基本的態勢としては、各企業が安全衛生意識を高揚し、安全衛生管理を強化することが出発点であることはいうまでもない。企業における「ライン」の各級責任者については、安全衛生に関する責任と権限とを明確にする一方、いわゆる安全衛生スタッフについては、その実効を確保するため地位と発言権を強化すべきものである。また、臨時、日雇、下請労働者の安全衛生管理についても十分に配慮し、建設業、造船業等においては、総括的安全管理を徹底していくものとする。

本計画においてとくに留意すべき点は、次のとおりである。

(1) 重点を置くべき業種等

一般的に今後の労働力の不足は適材労働者の選択の余地を狭める面ももつものであり、すべての企業においてこれに対応する災害防止対策を徹底する必要がある。

とくに、労働力不足現象が顕著に現れるのは、産業別には建設、港湾荷役、林業等いわゆる屋外労働関係産業、規模別には中小零細企業であっていずれも今は災害率の高いものである。

高い災害率の産業、企業においては、労働力の確保が困難となり、将来においては、その移動をも促進することさえ考えられるので、労働力不足と災害率の増加とが悪循環を生ずるおそれがある。したがってこれら産業、企業においては、労働災害防止について格段の努力をしなければならない。

行政の重点もこれに指向し、格段の努力を結集するものとする。

(2) 災害原因の科学的究明

有効な努力は、災害原因の究明に基づかなければならない。それは責任の追求とは異なった角度から科学的に掘り下げ再発を防止する対策を見出すことを目的とする。

各企業においては、災害が発生した場合、原因調査を徹底して行ない、その原因を科学的に追求することに重点を置かなければならない。この場合、とくに中小企業等については、行政指導を積極的に行なうものとする。

(3) 機械設備の本質的安全化

災害の原因が機械、設備に求められるものは、その製造段階において、安全化が図られなければならない。ユーザーの注文、メーカーにおける設計はこの点を十分に考慮し、行政機関も相互に連絡を強化してこの点に対する配慮を強めるものとする。

(4) 職業性疾病の対策の強化

職業性疾病は把握が困難であるうえに未知の分野が広いので、これらの疾病の早期発見及び研究態勢の強化を進めることが極めて重要である。

企業においては、健康診断を徹底することはもとより、一般的健康管理についても十分注意をはらい、有害要因を排除するための環境改善を積極的に行なうものとする。(付)

中間検討の実施

本計画の期間においては、経済環境の変化と労働力不足の急速な進展とに対応して、産業構造、生産技術、雇用構成の各面において急速な変化が予想されるので、計画の中間年次において再検討を行なうものとする。

別表第 1

建設業災害件数を 5 ヶ年間に 2 割程度減少

林業災害件数を 5 ヶ年間に 1.5 割程度減少

土石採取業災害件数を 5 ヶ年間に 1 割程度減少

別表第 2

ニトログリコール、四アルキル鉛、二硫化炭素、有機水銀、臭化メチル、沃化メチル、有機燐、フタロジニトリル及び五塩化石炭酸による各中毒、ベンジジン及びベータ・ナフチルアミンによる「ぼうこう」癌